

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	01	134040	子育て家庭支援給付事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		139	1,472		1,333
財源内訳	国費	104	1,103		999
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	35	369		334

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	～
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標					
1 地域の住民が共に助け合って生活しています。					
2 安心して子育てしています。					

事業開始の背景・経緯					
教育訓練の受講による母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進と安定雇用を目指して、平成19年度から教育訓練給付金事業を開始した。就業と安定を更に促進するため、平成24年度から高等職業訓練促進給付金事業を実施し、平成28年度より高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業を実施している。					

事業概要					
○自立支援教育訓練給付金 272千円 指定する教育訓練講座を受講修了した場合に経費の一部を給付金として支給する。					
○高等職業訓練促進給付金 1,200千円 養成機関で対象資格の養成訓練受講期間に給付金を支給する。					
○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 実績なし 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、講座受講修了した場合及び合格した場合に経費の一部を給付金として支給する。					

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況			

事業手法の詳細 1			
-----------	--	--	--

子育て家庭支援給付事業 1,472千円

1. 自立支援教育訓練給付金事業 272千円

- ※（R3実績：2名）→（R4実績：2名）
- ・対象者：雇用保険法の教育訓練給付の受給資格がなく、当該訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者
- ・対象講座：1 雇用保険法の規定による教育訓練給付の指定講座  
2 国が定める就職に結びつく可能性の高い講座  
3 その他前2号に準じた講座として市長が指定するもの
- ・支給額：対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限12,000円）

2. 高等職業訓練促進給付金事業 1,200千円

- ※（R3実績：0名）→（R4実績：新規1名、准看護師）
- ・対象者：養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれ、かつ就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者
- ・対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、栄養士、調理師、理容師、美容師
- ・支給期間：修業する期間の全期間（上限4年）
- ・支給額：①訓練促進給付金（市民税非課税世帯）  
月額100,000円×12月×1名=1,200千円（新規1名）  
月額140,000円×12月×0名=0千円（新規0名）※最終年度  
②修了支援給付金（市民税非課税世帯）  
50,000円×0名=0千円（新規0名）

3. 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業 0千円（実績なし）

- ※（R3実績：0名）→（R4実績：0名）
- ・対象者：ひとり親家庭の児童扶養手当の支給を受けている（同等の所得水準を含む。）親又は児童で、高卒認定試験の合格が適職に就くために必要であると認められる者
- ・対象講座：定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）
- ・支給額：受講修了時給付金：対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額（その20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給しない。）  
合格時給付金：受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以上に高卒認定試験に全科目合格した場合、対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額（受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金の額を差し引いた額。）

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134290	小学生医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		31,774	32,939		1,165
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	1,774	872		-902
	地方債	0	0		0
	その他	0	27,500		27,500
	一般財源	30,000	4,567		-25,433

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～

部重点施策における目標
安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
平成25年10月 市単事業として、事業開始。 平成26年8月 自己負担額を引き下げ。 平成27年8月 入院分のみ県補助対象となる。

事業概要
○小学生医療費助成事業 32,939千円 医療費給付 32,301千円 対象者：小学校1年生から6年生に該当する者（所得制限あり） 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（非課税世帯は自己負担なし） 給付方法：医療費助成成分を控除して窓口支払する現物給付方式 医療費助成制度所得制限撤廃（拡充）に向けたシステム改修業務等 638千円 需用費（拡充対象者勸奨通知用等の封筒印刷）88千円 委託料（小学生・中学生・高校生の所得制限撤廃に向けた医療費給付システム改修）528千円

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
○小学生医療費助成事業 32,939千円 ・医療費給付の状況 受給者数 2,390人 給付件数 19,966件 給付額 32,301,128円 1. 医療費助成（給付費） (1) 対象者 ・小学校1年生から6年生 ・所得制限あり（県基準と同額） (2) 給付額 ・1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円（医療費助成の自己負担額）を控除した額 ・監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし (3) 給付方法 ① 現物給付方式（令和元年8月～） 医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる ② 償還払い方式 ※県外の医療機関を受診した場合や、受給者証を提示しなかった場合は、医療費を支払った領収書により市役所窓口で給付申請が必要となる 診療を受けてから2か月後、一部負担金相当額が受給者の口座に振り込まれる (4) 県補助金について 花巻市独自で県が実施する医療費助成に上乗せ給付している 県基準給付の1/2の額が県補助となる ① 県所得制限 児童扶養手当の所得制限限度額+80万円 ② 県基準給付額 ・1医療機関1月につき、入院5,000円を控除した額（入院のみ） ・受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし 2. 医療費助成制度所得制限撤廃（拡充）に向けたシステム改修業務等 638千円 (1) 拡充対象者への勸奨通知等の封筒印刷 528千円 (2) 医療費助成制度拡充対応業務委託料 528千円 小学生、中学生、高校生等の所得制限撤廃に向けた医療費給付システムの改修業務委託 (3) 医療費助成制度拡充に伴う医療費給付システム借上 22千円

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134300	心身障がい児医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		2,121	1,204		-917
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	2,121	1,204		-917

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標
安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
安心して子育てができる環境づくりを推進するため、医療費助成事業の対象となっていなかった中軽度の障がい児を対象に、平成29年1月から市単事業として開始。

事業概要
○心身障がい児医療費助成 1,204千円
対象者：身体障がい者手帳3～6級等の対象者で、18歳に達した日の属する年度末までの者（所得制限あり）
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（非課税世帯及び就学前の児童は自己負担なし）
給付方法：医療費助成を控除して窓口支払する現物給付方式（高校生等は市内の医療機関に限定）

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
○心身障がい児医療費助成事業 1,204千円
・医療費給付の状況
受給者数 44人 給付件数 550件 給付額 1,203,574円
1. 対象者
・身体障害者手帳3・4・5・6級、療育手帳B判定、特別児童扶養手当2級、精神障害児保健福祉手帳1・2・3級
・所得制限あり（重度心身障害基準と同額）
2. 給付額
・1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円（医療費助成の自己負担額）を控除した額
・受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし
・就学前の児童は自己負担なし
3. 給付方法
(1) 現物給付方式
医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる（就学前児童は現物給付、令和元年8月から小学生まで対象拡大、令和2年8月から中学生、高校生等（市内医療機関限定）まで対象拡大）
(2) 償還払い方式（高校生等市外受診時）
医療機関で医療費を支払い、給付申請書を提出診療を受けてから2か月後、支払った医療費から医療費助成の自己負担額を差し引いた金額が受給者の口座に振り込まれる
4. 県補助金について
花巻市独自の事業（県補助なし）

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134310	中学生医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		14,227	15,946		1,719
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	14,300		14,300
	一般財源	14,227	1,646		-12,581

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標  
安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯  
子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、平成30年10月から市単独事業として事業を開始。

事業概要  
○中学生医療費助成 15,946千円  
対象者：中学校1年生から3年生に該当する者（所得制限あり）  
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（非課税世帯は自己負担なし）  
給付方法：医療費助成成分を控除して窓口支払する現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

○中学生医療費助成事業 15,946千円  
・医療費給付の状況  
受給者数 1,133人  
給付件数 7,755件  
給付額 15,946,389円

- 対象者
  - ・中学1年生から3年生
  - ・所得制限あり（小学生基準と同額）
- 給付額
  - ・1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円（医療費助成の自己負担額）を控除した額
  - ・監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし
- 給付方法
  - （1）現物給付方式（令和2年8月～）  
医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる
  - （2）償還払い方式  
※県外の医療機関を受診した場合や、受給者証を提示しなかった場合は、医療費を支払った領収書により市役所窓口で給付申請が必要となる  
診療を受けてから2か月後、一部負担金相当額が受給者の口座に振り込まれる
- 県補助金について  
花巻市独自の事業（県補助なし）

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134330	高校生等医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		12,166	12,198		32
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	10,900		10,900
	一般財源	12,166	1,298		-10,868

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、平成30年10月から市単独事業として事業を開始。

事業概要

○高校生等医療費助成 12,198千円  
 対象者：高校1年生から3年生の年齢に該当する者（所得制限あり）  
 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（非課税世帯は自己負担なし）  
 給付方法：市内医療機関は、医療費助成成分を控除して窓口支払する 現物給付方式  
 市外医療機関は、一部負担金を支払ったあと、診療月の2か月後に給付する 償還払い方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

○高校生等医療費助成事業 12,198千円

・医療費給付の状況  
 受給者数 1,090人  
 給付件数 6,434件  
 給付額 12,197,900円

- 対象者
  - ・高校1年生から3年生の年齢に該当する者
  - ・所得制限あり（中学生基準と同額）
- 給付額
  - ・1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円（医療費助成の自己負担額）を控除した額
  - ・監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし
- 給付方法
  - （1）現物給付方式（令和2年8月～）
    - ※市内医療機関限定
    - 医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる
  - （2）償還払い方式
    - ※市外の医療機関を受診した場合は医療機関で医療費を支払い、給付申請書を提出
    - また、県外受診した場合や受給者証を提示しなかった場合は、医療費を支払った領収書により市役所窓口で給付申請が必要となる
    - 診療を受けてから2か月後、一部負担金相当額が受給者の口座に振り込まれる
- 県補助金について
  - 花巻市独自の事業（県補助なし）

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	07	134320	ひとり親家庭医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		39,479	38,287		-1,192
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	15,983	16,279		296
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	23,496	22,008		-1,488

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「母子家庭医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和54年8月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○ひとり親家庭医療費助成事業 38,287千円

医療費給付費 36,409千円、需用費（消耗品）86千円、役務費（通知書等郵便料）434千円  
 委託料（国保連 審査集計委託）1,358千円  
 対象者：配偶者のない者で18歳に達した日の属する年度末までの児童を扶養している者、その扶養を受けている児童、父母のない児童（所得制限あり）  
 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（非課税世帯及び就学前の児童は自己負担なし）  
 給付方法：父母は、医療機関で一部負担金を支払ったあと、診療月の2か月後に給付する償還払い方式  
 0歳から高校生等までは、医療費助成成分を控除して窓口支払する現物給付方式(高校生等は市内の医療機関に限定)

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

○ひとり親家庭医療費助成事業 38,287千円

・医療費給付の状況	【父母】	【児童】	【父母なし児童】	合計
受給者数	677人	1,031人	1人	1,709人
給付件数	7,294件	9,485件	8件	16,787件
給付額	17,911,417円	8,482,735円	14,510円	36,408,662円

1. 対象者

- ・配偶者のない者で18歳までの児童を扶養している者、その扶養を受けている児童、父母のない児童
- ・所得制限あり（県基準と同額）

2. 給付額

- ・1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円（医療費助成の自己負担額）を控除した額
- ・受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし
- ・就学前の児童は自己負担なし

3. 給付方法

- （1）現物給付方式  
 医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる  
 （H28年8月から就学前児童の現物給付開始、H31年8月から小学生まで対象拡大、R2年8月から中学生・高校生等（市内医療機関限定）まで対象拡大）
- （2）償還払い方式  
 医療機関で医療費を支払い、給付申請書を提出  
 診療を受けてから2か月後、支払った医療費から医療費助成の自己負担額を差し引いた金額が受給者の口座に振り込まれる

4. 県補助金について

- 花巻市独自で県が実施する医療費助成に上乗せ給付している  
 県基準給付の1/2の額が県補助となる
- （1）県所得制限  
 児童扶養手当の所得制限限度額
  - （2）県基準給付額
    - ・1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額
    - ・受給者が3歳未満の者は自己負担なし
    - ・主としてその者の生計を維持する者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134380	発達支援事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		21,110	19,137		-1,973
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	19,017	17,200		-1,817
	一般財源	2,093	1,937		-156

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

乳幼児の発達の遅れ等の早期発見、発達を促すための支援を行うことを目的として、平成2年からこども発達相談センター事業を実施している。

事業概要

○こども発達相談センター運営 19,137千円  
 発達相談、親子教室、発達支援保育巡回訪問、保育者研修会等の実施  
 こども発達相談センター環境整備  
 屋外用防犯カメラ設置  
 発達相談教材備品購入費 発達検査キット一式

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--	--	--	--

事業手法の詳細1

○発達支援事業 19,137千円

- こども発達相談センター運営費 19,137千円  
 報酬（療育専門員6人、会計年度任用職員6人）  
 手当、共済費、報償費、需用費、公用車借上料等  
 ・発達相談毎月第4火曜（他、原則毎月第4金曜日に追加分発達相談を実施）  
 ・親子教室 ①集団指導 月曜～木曜（午前）  
                   ②小集団指導 月3回（4月は2回）  
                   ③個別指導（午後）  
 ・発達支援保育巡回訪問 市内の幼児教育・保育施設からの依頼により実施（26回実施）  
 ・保育者研修会 年7回（5・6・7・10・11・1・2月）  
 ・療育研修会 年5回（4・8・9・12・3月）  
 ・親子教室OB「センター開放週間」（8月1・3・4・5日）  
 ・屋外用防犯カメラ設置  
 ・発達相談教材備品購入費 発達検査キット一式

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134400	放課後児童支援事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		281,707	299,363		17,656
財源内訳	国費	84,013	94,592		10,579
	県費	82,262	88,010		5,748
	地方債	0	0		0
	その他	23,600	25,700		2,100
	一般財源	91,832	91,061		-771

特定財源の内訳					
事業期間	○	単年度繰返		期間限定	～

部重点施策における目標
-------------

子育て支援を充実する
------------

事業開始の背景・経緯
学童クラブについては、かぎっ子対策としてスタートした事業で、平成10年に放課後児童健全育成事業として法的に位置づけられ現在に至っている。また、文部科学省と厚生労働省の連携により、平成19年に放課後子どもプラン推進事業が開始され、放課後子供教室事業を推進している。

事業概要
○学童クラブ 299,363千円 学童クラブ事業委託 18学童クラブ(31支援の単位) 保育料減免費用加算(市単)、質改善加算(市単)、施設維持加算(市単)、賃借料加算(市単)、廃棄物処理費用加算(市単) 放課後児童支援員等処遇改善等事業補助 26支援の単位 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助 29支援の単位 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助 31支援の単位 放課後子ども環境整備事業補助 1学童クラブ

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
1. 学童クラブ 299,363千円 (1) 学童クラブ運営委託 226,493千円 【財源】国・県：子ども・子育て支援交付金 [国1/3、県1/3] 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。 [事業概要] □クラブ数：18施設(公共施設15、民間施設3) □支援の単位：31支援の単位(「支援の単位」はおおむね40人で一つ) ①子ども・子育て支援交付金対象分 198,519千円 ア. 基本額 31支援の単位 139,700千円 イ. 開設日数加算 8,246千円 ウ. 長時間加算(平日) 7,497千円 エ. 長時間加算(長休) 16,607千円 オ. 障がい児加算 7,824千円 カ. 送迎加算 121千円 キ. 支援体制強化加算 18,524千円 ②市単加算分 27,974千円 ア. 保育料減免費用加算 16,951千円 ・要保護世帯 全額減免 ・準要保護世帯 第1子1/2減免、第2子以降全額減免 ・ひとり親世帯 第1子以降1/2減免 ・多子入所世帯 第2子以降1/2減免 ・障害児 1/2減免 イ. 質改善加算 8,934千円 ウ. 賃借料加算 720千円 エ. 一般廃棄物処理費用加算 1,369千円 (2) 放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金 39,667千円 【財源】国・県：子ども・子育て支援交付金 [国1/3、県1/3] 保育所との開所時間の乖離を縮小し、就学後も引き続き学童クラブを円滑に利用できるように、18時30分を超えて開所するクラブが、育成支援に主担当として従事する職員を配置するために、当該職員の賃金改善に必要な費用等の一部を補助する。 [主な要件] ①平日は18時30分を超えて開所。長期休業中は1日8時間以上開所 ②年間250日以上開所 ③平成25年度の賃金に対する改善を行っていること [補助内容] ①家庭、学校との連携等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合 25,953千円(21支援の単位、1支援の単位あたり上限1,678千円) ②上記に加えて、地域との連携、協力等の育成支援の主担当として常勤職員を配置する場合 13,714千円(5支援の単位、1支援の単位あたり上限3,158千円)



令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134400	放課後児童支援事業費

事業手法の詳細 2

- (3) 放課後子ども環境整備事業 979千円  
 【財源】国・県：子ども・子育て支援交付金 [国1/3、県1/3]  
 児童の環境改善のための施設改修費用の一部を補助する。  
 ①南城学童クラブエアコン設置工事 979千円
- (4) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善等事業補助金 15,023千円  
 【財源】国・県：子ども・子育て支援交付金 [国1/3、県1/3]  
 放課後児童支援員の経験年数や研修実績に応じた資金改善に要する費用等の一部を補助する。  
 【主要要件】  
 放課後児童支援員の賃金に対する改善が、平成28年度と比べて基本給（月給等の決まって毎月支払われる手当）により改善されていること。  
 【補助内容】  
 ①経験年数5年未満の放課後児童支援員  
 対象職員1人当たり131千円  
 ②経験年数5年以上で専門的な研修を受講した放課後児童支援員  
 対象職員1人当たり263千円  
 ③経験年数10年以上で専門的な研修を受講し、事業所長の立場にある放課後児童支援員  
 対象職員1人当たり394千円  
 支援の単位毎の補助上限919千円
- (5) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 13,166千円  
 4月～9月：[臨時特例交付金] 国6,582千円  
 10月～3月：子ども・子育て支援交付金 [国1/3、県1/3]  
 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線の放課後児童健全育成事業を行う事業で働く、放課後児童支援員や補助員等の職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。  
 【対象施設等】  
 学童クラブに勤務する職員  
 【積算方法】  
 正職員1人1ヶ月当たり11,000円を上限（賃金及び法定福利費等の事業主負担分）とし、学童クラブ（1支援の単位）ごとに補助額を算定する。  
 【算式】  
 補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数  
 ※賃金改善対象者数とは  
 賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたもの。  
 【実施支援の単位】  
 18学童クラブ、31支援の単位
- (6) 学童クラブ管理運営費 257千円  
 税理士による学童クラブの会計検査を行い、適正な会計処理を指導する。  
 【事業費】  
 各学童クラブ会計指導に要する報償費 257千円（@32,100円×4学童×2日）
- (7) 学童クラブ備品購入 314千円  
 寄附による備品購入6学童クラブ  
 【財源】その他：寄附（個人）300千円

事業手法の詳細 3

- (8) 学童クラブ利用自粛保育料返還補助金 3,265千円  
 【内容】  
 新型コロナウイルス感染症により、学童クラブの利用を自粛欠席等をした場合の保育料（1日当たり上限500円）の一部を補助する  
 【対象人数】  
 11,094人  
 【財源】  
 国・県：子ども・子育て支援交付金 [国1/3、県1/3]
- (9) 笹間学童クラブ小学校統合対応 199千円  
 【内容】  
 笹間第一小学校と笹間第二小学校の統合により、笹間学童クラブの利用者増を見込み消耗品を購入する。

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134410	子育て推進事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		13,955	14,858		903
財源内訳	国費	3,012	3,594		582
	県費	3,012	3,594		582
	地方債	0	0		0
	その他	92	127		35
	一般財源	7,839	7,543		-296

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	～
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標
子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯
子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行され、子ども・子育て支援法に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図る必要がある。

事業概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>○イーハトーブ花巻子育て応援プランの進行管理 2,844千円 子ども・子育て会議の開催等</li> <li>○子ども・子育て支援に係る情報発信 847千円 子育てガイドブックの作成・配布</li> <li>○子ども・子育て支援に係る保育等従事者の養成 32千円 子育て支援員研修の実施</li> <li>○病後児保育事業 11,135千円 傷病の回復期の園児及び児童を専用施設にて一時預かり</li> <li>○移動式赤ちゃんの駅貸出 支出なし 貸出セット（テント、おむつ交換台、ベンチ等）2セット</li> </ul>

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
<p>1. 子ども・子育て支援事業計画の推進 2,844千円  <b>【目的】</b>          子ども・子育て会議において、市の子ども・子育て施策の評価・検証を行う。また、保育料無償化への対応を円滑にすすめる。  <b>【内容】</b>          花巻市子ども・子育て会議等による計画の進行管理（会議開催年3回）</p> <p>2. 子育てガイドブック改訂版の作成 847千円  <b>【目的】</b>          本市の子ども・子育て支援に関する事業を掲載した総合的なガイドブックの改訂版を作成し、利用者の利便性の向上を図る。  <b>【配布対象】</b>          子どもを出産した世帯（母子手帳交付時配布） 800部          未就学児のいる転入世帯 150部          各課・機関窓口 651部          幼稚園・保育施設・小中学校 172部          民生児童委員 260部          その他 167部          計 2,200部</p> <p>3. 子育て支援員研修事業 32千円  <b>【目的】</b>          小規模保育事業等従事者を養成するため、国の定めるカリキュラムを満たす研修を実施し、待機児童の解消や子育て支援の向上を図る。  <b>【内容】</b>          子育て支援員研修の開催修了認定者13人</p> <p>4. 病後児保育事業 11,135千円  <b>【目的】</b>          児童が病気回復期で、集団保育等が困難な期間、児童を専用施設で一時的に預かる。  <b>【対象及び定員】</b>          花巻市内に住所を有する小学生以下の児童、又は花巻市外の住所で保護者が市内に勤務し、かつ、市内の保育所等若しくは小学校に在籍している児童について2つの病名で3人まで  <b>【内訳】</b>          病後児保育室利用延べ児童数 69人  <b>【経費内訳】</b>          職員経費（人件費等）9,906千円、需用費389千円、役務費34千円、賃借料806千円</p> <p>5. 移動式赤ちゃんの駅貸出 支出なし  <b>【目的】</b>          授乳やおむつ替えを行える移動式赤ちゃんの駅（簡易テント）を各種イベントの主催者へ貸し出す。  <b>【内容】</b>          貸出セット（テント、おむつ交換台、ベンチ等）2セット 各種イベントの主催者への貸出5件</p>

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134420	子育て支援家庭訪問事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		3,154	2,759		-395
財 源 内 訳	国費	890	910		20
	県費	890	910		20
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	1,374	939		-435

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	~
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標  
安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯  
平成15年施行の次世代育成支援対策推進法により次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため事業を実施している。平成21年4月より乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業が開始となる。平成23年度現物サービス拡充のため新たな交付金（子育て支援交付金）の対象事業である。

事業概要  
○乳児家庭全戸訪問事業 1,613千円  
出生届から訪問対象児を把握し、保健師・助産師が訪問し必要な支援を行う。  
○養育支援訪問事業 1,146千円  
母子健康手帳交付時や子育て支援家庭訪問により養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等が訪問し養育に関する相談支援を行う。

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

子育て支援家庭訪問事業 2,759千円  
1. 乳児家庭全戸訪問 1,613千円  
生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供や様々な不安や悩みへの相談支援を行う。  
(1) 報酬 1,147千円  
(2) 需用費 186千円  
(3) 自動車借上料 280千円  
(4) 備品購入費 0千円  
2. 養育支援訪問 1,146千円  
乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業等により、養育支援が必要と判断した家庭を対象に訪問し、養育に関する相談支援を行う。  
(1) 報酬 1,146千円

【対象者】  
妊婦、産婦、新生児、乳児、幼児

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134430	第3子以降保育料負担軽減事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		28,334	24,355		-3,979
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	25,500	21,900		-3,600
	一般財源	2,834	2,455		-379

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	~
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

出産や子育てに係る費用は増加傾向にあり、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整える必要がある。

事業概要

○第3子以降保育料等負担軽減補助 24,355千円  
対象者：当該年度の18歳以下の最年長者を第1子と数え第3順位以下にある児童  
補助額：当該年度分として納付した対象児童分の保育料等の2分の1または全部

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

第3子以降保育料等負担軽減補助 24,355千円  
【目的】  
子育てに係る経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。  
【内容】  
市内に住所を有し、幼稚園・保育園等の保育施設を利用する児童の第3子（当該年度に18歳に達する者以下の最年長者を第1子として数える）以降の児童の利用者負担額の一部又は全部を補助する。  
【補助対象者】  
交付決定者530人のうち補助対象410人  
※補助対象外120人は、保育料に関する規定により保育料無料又は施設等利用給付費、実費徴収に係る補足給付事業補助金及び特定施設2歳児就園支援費補助金により、保育料納付額の全額補助済

【補助額】	認可施設	私学助成幼稚園	認可外施設	
半額補助	16,431千円 (272人)	1,655千円 (60人)	660千円 (8人)	18,746千円 (340人)
全額補助	4,345千円 (58人)	448千円 (9人)	728千円 (3人)	5,522千円 (70人)
合計	20,776千円 (330人)	2,104千円 (69人)	1,388千円 (11人)	24,268千円 (410人)

【事務費】  
消耗品 47千円  
システム保守 40千円

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134480	児童福祉施設等感染防止事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		35,391	37,978		2,587
財源 内訳	国費	14,868	15,769		901
	県費	5,370	6,357		987
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	15,153	15,852		699

特定財源の内訳					

事業期間		単年度繰返	○	期間限定	令和2年度 ~ 令和4年度
------	--	-------	---	------	---------------

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症防止対策のための物品購入等に係る国の補助事業が令和元年度に創設された。

事業概要

- 保育園等の感染症拡大防止 18,831千円  
保育園、認定こども園及び地域型保育事業所における感染拡大防止用の物品購入（公立）及び物品購入等補助（私立）
- 学童クラブ等の感染症拡大防止 19,071千円  
延長保育事業、学童クラブ、地域子育て支援センター、一時預かり事業、及び病（後）児保育事業における感染拡大防止用の物品購入（公立）及び物品購入等支援（私立）
- こども発達相談センターの感染症拡大防止 76千円  
こども発達相談センターにおける感染拡大防止用の物品購入

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

市内保育園、認定こども園、地域型保育事業所及び学童クラブ等から本事業実施の希望がある。

事業手法の詳細 1

- 【概要】  
保育園、認定こども園、地域型保育事業所、学童クラブ、地域子育て支援センター、病（後）児保育事業及び発達相談センターにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、感染防止用の物品購入等を行う。
1. 保育園等の感染症拡大防止のための物品購入等 18,831千円  
〔保育対策総合支援事業費補助金〕対象：保育園・認定こども園・地域型保育事業
    - (1) 私立分（補助金） 15,371千円
      - ①保育園（18園） 8,498千円
      - ②認定こども園（10園） 4,823千円
      - ③地域型保育事業所（8園） 2,050千円
    - (2) 公立分（物品購入費） 3,460千円
      - ①保育園（9園） 3,460千円
  2. 学童クラブ等の感染症拡大防止のための物品購入等 19,071千円  
〔子ども・子育て支援交付金〕対象：延長保育事業、学童クラブ・地域子育て支援センター・・・一時預かり事業・病（後）児保育事業
    - (1) 私立分（補助金） 19,071千円
      - ①延長保育事業（20園） 4,129千円
      - ②学童クラブ（18施設31単位） 11,224千円
      - ③地域子育て支援センター（1か所） 30千円
      - ④一時預かり事業（6施設） 1,288千円
      - ⑤病児保育事業（8施設） 2,400千円
  3. こども発達相談センターの感染症拡大防止のための物品購入等 76千円 ※市単独事業
    - (1) 公立分（物品購入費） 76千円

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	1344A0	学童クラブ施設整備事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		223,796	43,363		-180,433
財源内訳	国費	76,424	24,216		-52,208
	県費	19,104	2,421		-16,683
	地方債	110,200	8,300		-101,900
	その他	3,000	2,900		-100
	一般財源	15,068	5,526		-9,542

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	~
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

放課後の児童の生活の場を確保するため、学童クラブの施設を整備する。

事業概要

- 南城学童クラブ施設整備 40,269千円  
施設の一部老朽化、利用児童の増加などに伴う南城学童クラブの施設整備（増築）
- 旧花巻学童クラブ施設解体 2,135千円  
耐震基準を満たさないため使用を中止した旧花巻学童クラブの解体
- 笹間学童クラブ小学校統合対応 310千円  
笹間第一小学校及び笹間第二小学校の統合による笹間学童クラブ利用児童増を見込んだ備品等の購入
- 学童クラブ臨時利用施設改修 649千円  
臨時利用する旧はなまきボラン保育園のトイレ改修

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

1. 南城学童クラブ施設整備 40,269千円  
**【目的】**  
 南城学童クラブのプレハブ構造部分が老朽化により雨漏りが発生し、児童の活動に支障が生じており、また、利用児童数の増加により、今後、待機児童の発生が見込まれるため、施設を増築し定員を増やし児童の安心安全な保育環境を確保する。

- 【整備内容】**
- ①施設名称 南城学童クラブ
  - ②整備区分 改築（既存施設の増築であるが、国の子ども・子育て支援整備交付金の整備区分は改築）
  - ③設置者 南城学童クラブ運営協議会
  - ④定員 現在78名→整備後90名（+12名）
  - ⑤床面積 現面積218.14㎡→整備後277.62㎡（+59.48㎡、増築+83.36㎡、プレハブ解体△23.88㎡）
  - ⑥構造 木造平屋建て
  - ⑦着工日 令和4年6月30日
  - ⑧完成日 令和4年12月27日
  - ⑨使用開始 令和5年1月7日

- 【事業費】**
- (1) 整備費 39,406千円
    - ①本体工事費（国、県、起債対象） 35,717千円
    - ②工事監理業務委託料（国、県、起債対象） 1,221千円
    - ③フェンス整備業務委託料（対象外） 2,209千円
    - ④備品取付業務委託料（対象外） 114千円
    - ⑤クロス張替業務委託料（対象外） 145千円
  - (2) 備品購入費 840千円
    - ①備品（机、椅子、カーテン等）
  - (3) 関連経費等 22千円
    - ①建築完了検査・水道工事手数料 22千円

**【財源内訳】**

国：子ども・子育て支援施設整備交付金  
 補助基準額29,060千円×補助率5/6（嵩上げ）=24,216千円

県：放課後児童クラブ等整備費補助金  
 補助基準額29,060千円×補助率1/12=2,421千円

起債：合併特例債  
 （工事・工事監理（プレハブ解体除く）35,382千円－国・県26,637千円）×充当率95%≒8,300千円

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	1344A0	学童クラブ施設整備事業費

事業手法の詳細 2																		
<p>2. 旧花巻学童クラブ施設解体&lt;&lt;新規&gt;&gt; 2,135千円</p> <p>【目的】 耐震基準を満たさないため令和2年3月に使用を中止した旧花巻学童クラブの施設を解体する。</p> <p>【解体施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員室棟</th> <th>補強</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室等</td> <td>木造</td> <td>コンクリートブロック造</td> <td>地上1階</td> <td>200.00㎡</td> <td>191.63㎡</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>地上1階</td> <td>297.74㎡</td> <td>289.37㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧花巻学童クラブ解体工事実施設計業務委託 1,617千円</li> <li>旧花巻学童クラブF F式石油暖房機等廃棄処分業務委託 20千円</li> <li>旧花巻学童クラブ廃棄物処分業務委託 498千円</li> </ul> <p>【スケジュール】 R5.10~R5.12 解体工事</p> <p>3. 笹間学童クラブ小学校統合対応 310千円</p> <p>【目的】 笹間第一小学校及び笹間第二小学校が統合されることによる、笹間学童クラブの利用児童増を見込んだ備品等の購入</p> <p>【購入備品等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンガーラック 29千円</li> <li>長テーブル 216千円</li> <li>クッションマット 65千円</li> </ul> <p>4. 学童クラブ臨時利用施設改修 649千円</p> <p>【目的】 令和5年4月1日に開設したCOCO.R SAKURADAIの施設が完成するまでの間、臨時的に旧はなまきポラン保育園施設を使用するため、既存のトイレを園児用から児童用に改修する。</p> <p>【改修内容】 園児用の便器2つを、児童用の大便器に改修</p>	職員室棟	補強	構造	階数	建築面積	床面積	集会室等	木造	コンクリートブロック造	地上1階	200.00㎡	191.63㎡	計			地上1階	297.74㎡	289.37㎡
職員室棟	補強	構造	階数	建築面積	床面積													
集会室等	木造	コンクリートブロック造	地上1階	200.00㎡	191.63㎡													
計			地上1階	297.74㎡	289.37㎡													

事業手法の詳細 3
This area is currently empty in the provided image

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	1344B0	保育施設等物価高騰対策事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		0	7,504		7,504
財源 内訳	国費	0	7,504		7,504
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	0		0

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間		単年度繰返	○	期間限定	年度	～	年度
------	--	-------	---	------	----	---	----

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

原油価格・物価高騰に対応するため、令和4年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設された。

事業概要

○保育所等給食費支援金 7,504千円  
私立保育所等の給食に係る食料品等の高騰分相当額に対し支援金を交付する。

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

原油価格・物価高騰による学校・教育保育施設等の給食費負担軽減支援について  
・6月議会一般質問

事業手法の詳細1

【概要】  
食料品価格高騰の影響を受けている給食費の支援を行い、給食費の増額の防止及び保育所・保育利用者の負担軽減を目的とする。

【内容】  
私立保育所等の給食に係る食料品等の高騰分に対し支援金を交付する。

【補助対象施設】  
私立認可保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業内保育事業所）、私立幼稚園、認可外保育施設（企業主導型を含む）

【補助実績】

①私立保育園（18園）	3,865千円
②認定こども園（10園）	2,411千円
③地域型保育事業所（8園）	373千円
④幼稚園（3園）	695千円
⑤認可外保育施設（2園）	160千円



令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	1344C0	出産・子育て応援交付金交付事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		0	56,351		56,351
財源内訳	国費	0	37,714		37,714
	県費	0	9,316		9,316
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	9,321		9,321

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間		単年度繰返	○	期間限定	年度	～	年度
------	--	-------	---	------	----	---	----

部重点施策における目標

--	--	--	--	--	--

事業開始の背景・経緯

--	--	--	--	--	--

事業概要

- 伴走型相談支援 304千円  
次のタイミングで、対象者に専門職等がアンケート及び面談を実施  
①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後 ③乳児家庭全戸訪問時（生後2か月前後）
- 経済的支援 55,600千円  
①または③の面談を実施後に、申請に基づきそれぞれ1人当たり5万円を交付
- システム改修費 447千円

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	
------	----------------------	------	--

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

- 出産・子育て応援交付金交付事業 56,351千円
- 1 伴走型相談支援 304千円  
妊娠届出をした妊婦、妊娠8か月頃の妊婦、子の養育者に専門職等がアンケート及び面談を実施
    - (1) 報酬 100千円
    - (2) 需用費 3千円
    - (3) 役務費 201千円
  - 2 経済的支援 55,600千円  
妊婦や子の養育者に面談を実施後、申請に基づきそれぞれ1人当たり5万円を交付
  - 3 システム改修費 447千円
- 【対象者】  
妊婦、産婦、乳幼児、子の養育者

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	138070	子ども食堂等運営緊急支援事業費（繰越）

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		0	917		917
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	917		917

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返	○	期間限定	年度	～	年度
------	--	-------	---	------	----	---	----

部重点施策における目標

--

事業開始の背景・経緯

--

事業概要

○花巻市子ども食堂等運営支援事業補助金（繰越明許費）917千円  
 経済的理由等により困窮している世帯の子ども等を支援するため、継続的に子ども食堂等を運営できるよう、事業実施者へ補助金を交付するもの。  
 <補助金概要> 子ども食堂等の運営等に必要物品や食料品の購入経費の10/10  
 （上限30万円：食糧品のみの場合20万円）  
 補助団体数 4団体 事業費総額920千円 補助金額 917千円

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

○花巻市子ども食堂等運営支援事業補助金

1. 目的  
経済的理由等により困窮している世帯の子ども等を支援するため、継続的に子ども食堂等を運営できるよう、事業実施者へ補助金を交付
2. 対象者  
市内で子ども食堂等（子どもに対し食事、学習支援及び食料配布支援を無償または低額で実施）している事業者・団体
3. 補助対象経費  
子ども食堂や学習支援を継続的に行うために必要な物品及び食品購入費用（非接触型体温計、使い捨て容器、パーテーション、学習支援物品等）
4. 補助金額  
1事業者（団体）あたり30万円（10/10補助、上限30万円）  
※食料品の購入は上限20万円
5. 事業実績  
支援団体数 4団体 補助金額 917,000円  
①花巻ロータリークラブぬくまる食堂、②COCO-AURUBA、③社会福祉法人 睦会、④cochaco

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134500	保育委託事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		2,771,942	2,893,129		121,187
財源内訳	国費	1,360,192	1,464,881		104,689
	県費	600,407	632,479		32,072
	地方債	0	0		0
	その他	125,065	102,501		-22,564
	一般財源	686,278	693,268		6,990

特定財源の内訳

<p>事業期間 ○ 単年度繰返 期間限定 ~</p>					
----------------------------	--	--	--	--	--

部重点施策における目標	
-------------	--

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯	
------------	--

昭和61年、入所措置事務が機関委任事務から団体委任事務へと改められ、市町村の事務となった。平成9年、児童福祉法改正により保育所入所が措置から公法上の契約（選択利用方式）に改められた。平成27年、子ども子育て支援法の本格施行により、認定子ども園、幼稚園も合わせ施設型給付に統一。

事業概要

- 児童保育運営委託 1,521,592千円
  - ・ 市内私立保育園運営委託 18園
  - ・ 市外私立保育園運営委託 13園
- 子どものための教育・保育給付 1,323,779千円
  - ・ 市内私立幼稚園、認定子ども園、私立小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所への給付 19園
  - ・ 市外公立保育所等への給付 25園
- 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業 46,592千円
- 子ども・子育て支援システム改修業務委託料 1,166千円

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

年度において待機児童が発生していることから、保育士の確保に努めるとともに、私立保育施設に対し受け入れに関する調整を図っていく。

事業手法の詳細 1

保育委託事業費 2,893,129千円

1. 児童保育運営委託 2,845,371千円

(1) 私立保育所  
 児童保育委託料 1,521,592千円  
 【内訳】①市内 18園 1,505,016千円 ②市外 13園 16,576千円

(2) 認定子ども園・小規模等  
 子どものための教育・保育給付費 1,323,779千円  
 【内訳】①市内 19園 1,282,451千円 ②市外 25園 41,338千円  
 うち新型コロナウイルス感染症防止対策に係る保育料返還 3,104千円  
 (令和4年4月から令和5年3月に登園を自粛した子ども(延べ744人)の保護者あてに、利用する施設を通じて保育料を返還)

【財源内訳】

- 対象額 ① 3歳以上児：公定価格 ② 3歳未満児：公定価格－徴収基準額
- ① 3歳以上児 1号認定 全国統一分 国：対象額×73.8%×1/2、県・市：対象額×73.8%×1/4  
 2号認定 地方単独分 県・市：対象額×26.2%×1/2  
 3号認定 対象額×負担率 (国1/2・県1/4・市1/4)
- ② 3歳未満児 対象額×負担率 (国57.72/100・県21.14/100・市21.14/100)

【制度の概要】

- ① 認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業所等への給付（「地域型保育給付」）  
 児童福祉法第24条：保育所における保育は市町村が実施  
 ⇒私立保育所の保育費用は、施設型給付ではなく、委託料として支払う。
- ② 施設型給付・地域型保育給付の基本構造  
 「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額。
- ③ 保育の必要性の認定（公立・私立・小規模保育等共通）  
 子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。  
 【保育の必要性の認定（国が基準を設定）】  
 ① 「事由」（保護者の就労、疾病など）、  
 ② 「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134500	保育委託事業費

事業手法の詳細 2					
<p>2. 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業 46,592千円（皆増）</p> <p>(1) 保育士等処遇改善臨時特例補助金（4月から9月分）</p> <p>【事業概要】</p> <p>①賃金改善部分：保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度（月額9千円）引き上げることが目的として国が補助する事業</p> <p>②国家公務員給与改定対応部分：令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与改定に伴う公定価格の減額分（0.9%）に対応することを目的として国が補助する事業</p> <p>【対象経費】 保育所や幼稚園等に勤務する職員に係る経費</p> <p>【補助内訳】 保育所18園、こども園10園、地域型8園、幼稚園1園</p> <p>【補助率】 国：10/10 保育士等処遇改善臨時特例交付金</p> <p>(2) 公定価格対応分（10月から3月分）</p> <p>【事業概要】</p> <p>R4.10月以降について、①賃金改善部分と②国家公務員給与改定対応部分に対応するための措置を公定価格の見直しにより実施</p> <p>【対象経費】 保育所や幼稚園等に勤務する職員に係る経費</p> <p>【補助率】 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4</p> <p>【予算科目】</p> <p>①児童保育委託料（私立保育園分10月～3月分）</p> <p>②子どものための教育・保育給付費（認定こども園・小規模等10月～3月分）</p> <p>(3) 実施円滑化事業 0千円</p> <p>【事業概要】</p> <p>保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施を円滑に進めるため、都道府県及び市町村において必要となる事務及びシステム改修等に対して国が補助する事業</p> <p>【対象経費】 市1自治体当たり 補助基準額500,000円 実施円滑化事業の実施に必要な経費</p> <p>3. 子ども・子育て支援システム改修業務委託 1,166千円</p> <p>【事業概要】</p> <p>令和4年9月からの3歳児未満の保育料引き下げのための、保育料単価や所得階層変更に伴うシステム改修</p>					

事業手法の詳細 3					
This area is currently empty in the provided image					

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134510	保育施設運営支援事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		38,504	26,616		-11,888
財源内訳	国費	6,844	5,862		-982
	県費	3,816	7,339		3,523
	地方債	0	0		0
	その他	21,900	8,600		-13,300
	一般財源	5,944	4,815		-1,129

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	～
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標
-------------

子育て支援を充実する
------------

事業開始の背景・経緯
------------

- ・保育士等の健康保持及び処遇改善を図るため始めた。
- ・年度途中の保育需要に対応するため、保育士の確保を目的に開始。
- ・医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を整備するために開始。

事業概要
------

- 保育体制強化事業費補助 11,726千円  
保育園等の清掃業務や保育に係る周辺業務を行う職員の雇用に要する経費の補助 12園
- 医療的ケア児保育支援事業 5,290千円  
医療的ケアを必要とする子どもの受け入れのための看護師等の雇用に要する経費の補助 1園
- 保育士確保・保育所等受入促進事業補助 9,600千円  
年度途中の保育需要に対応するため、年度当初から加配する保育士の雇用に要する経費の補助 22園
- 私立保育園産休等代替職員費補助 0千円  
産休等の代替職員の雇用に要する経費の補助

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況
-----------

- ・市内法人立園長会議等で補助の継続を求められている。

事業手法の詳細 1
-----------

保育施設運営支援事業 26,616千円

1. 保育体制強化事業費補助 11,726千円  
市内私立保育園及び認定こども園において、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置に要する費用の一部を補助し、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施施設】12園（めぐみ、松園、太陽の子本園、おひさま、日居城野、みどりの、わこのいえ、こどものくに、藤乃、やさわ、にじいろ、第二若葉）  
【財源内訳】国（1/2）5,862千円、県（1/4）2,931千円、市（1/4）2,933千円

2. 医療的ケア児保育支援事業補助 5,290千円  
医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を整備促進するため、保育所等における看護師等の配置、研修の受講等に要する費用の一部を補助し、医療的ケア児の地域生活の向上を図る。

【実施施設】1園（みどりの）  
【財源内訳】国（2/3）3,526千円、県（1/6）882千円、市（1/6）882千円

3. 保育士確保・保育所等受入促進事業補助 9,600千円  
年度途中の保育需要に対応するため、配置基準を超えた保育士を雇用しあらかじめ加配するとともに、当該事業期間終了後も継続的に雇用し児童の受入枠を拡大する市内私立保育園、認定こども園及び地域型保育事業所に対し、人件費（最大1名分）に要する費用の一部を補助。

【実施施設】22園（若葉、めぐみ、松園、日居城野、笹間、みどりの、わこのいえ、こどものくに、石鳥谷、石鳥谷善隣館、八幡、八重畑、新堀、たかき、みなみ、やさわ、にじいろ、にまいばし、第二若葉、ピュア、ひよこ、みつば）  
【財源内訳】市（10/10）9,600千円

4. 私立保育園産休等代替職員費補助 0千円  
市内私立保育園及び認定こども園に勤務する職員の健康保持や児童の処遇確保のため、市内私立保育園及び認定こども園に対し、県の児童福祉施設等産休等代替職員費補助金を活用し、産休・病休の代替職員を雇用する場合に要する経費を補助。

【実施施設】0園（補助金申請なし）

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134520	保育施設環境整備支援事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		30,957	1,350		-29,607
財源内訳	国費	9,822	900		-8,922
	県費	11,068	0		-11,068
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	10,067	450		-9,617

特定財源の内訳					

事業期間	<input type="radio"/>	単年度繰返	<input type="checkbox"/>	期間限定	～
------	-----------------------	-------	--------------------------	------	---

部重点施策における目標
子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯
市内私立保育園等の適正な保育環境整備を支援するため、施設整備に係る経費等に対して補助をしている。

事業概要
○防犯対策強化整備補助 1,350千円 非常通報装置等整備（防犯カメラ、センサーライト設置）への補助 1施設

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1
<p>1 防犯対策強化整備補助 1,350千円</p> <p>【目的】 防犯対策を強化し安全安心な保育環境づくりを図るため、私立保育園等の外構及び非常通報装置等の設置及び修繕工事費への補助を行う。</p> <p>【補助対象経費・補助額】</p> <p>(1) 外構 補助対象額下限300千円～4分の3の額を補助（1,000円未満切り捨て） ①門、フェンス等の外構の設置及び修繕等に伴う工事費</p> <p>(2) 非常通報装置等 補助対象額下限300千円～上限1,800千円の4分の3の額を補助（1,000円未満切り捨て） ①110番直結非常通報装置設置に伴う工事費 ②防犯カメラ設置に伴う工事費 ③カメラ付インターホン設置に伴う工事費 ④人感センサー設置に伴う工事費 ⑤その他、保育所等の安全管理に必要なもの など</p> <p>【事業費】 非常通報装置等 1 施設 ・ 藤乃こども園 事業費1,800千円×補助率3/4=1,350千円</p> <p>【財源内訳】 国：保育所等整備交付金 1,800千円×1/2=900千円</p>

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134530	保育サービス向上支援事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		136,925	134,359		-2,566
財源内訳	国費	45,014	41,264		-3,750
	県費	43,116	39,434		-3,682
	地方債	2,700	2,800		100
	その他	5,000	12,600		7,600
	一般財源	41,095	38,261		-2,834

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

多様化する保育サービスに対応するため、平成12年度から保育対策等促進事業実施要綱が定められ、特別保育事業として実施されてきたが、補助金の見直しにより平成15年から保育対策等促進事業へと改正された。平成27年度から子ども・子育て支援新制度開始により子ども・子育て支援交付金事業として実施。

事業概要

○地域子育て拠点事業	25,194千円
○一時預かり事業補助	29,099千円
○延長保育事業補助	9,386千円
○病児保育事業補助	47,727千円
○子育てのための施設等利用給付	7,323千円
○認可外保育施設健康管理事業補助	153千円
○実費徴収にかかる補給付事業補助	1,522千円
○障がい児保育事業補助金	13,875千円
○認可外保育施設登園自粛保育料返還補助	80千円

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

保育サービス向上支援事業 134,359千円

- 地域子育て拠点事業 25,194千円  
地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターの運営を委託

【実施施設】3園（若葉、石鳥谷町、つちざわ）  
【委託料内訳】一般型（5日型）：8,398千円×3園（若葉、石鳥谷町、つちざわ）国補助基準額  
【財源内訳】国1/3：8,398千円、県1/3：8,398千円、過疎ソフト（つちざわ）2,800千円

- 一時預かり事業 29,099千円<一般型・幼稚園型I>

(1) 一般型 26,476千円  
保育所等に通所していない家庭で、冠婚葬祭など緊急的に保育が必要となった場合、市内私立保育施設等で、一時的に児童を預かる事業に対する補助

【実施施設】10園（めぐみ、松園、太陽の子本園、おひさま、南城、日居城野、笹間、島、第二若葉、つちざわ）  
【補助内訳】1～300人未満（@2,679千円×9園、@2,365千円×1園）

- 幼稚園型I 2,623千円  
幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園において一時的に児童を預かる事業に対する補助

【実施幼稚園】1園（ゆもと幼稚園）  
【補助内訳】①日額 832千円 ②長期休業 253千円 ③加算 155千円  
④就労支援型施設加算 1,383千円

【財源内訳】（1）、（2）分：国1/3：9,699千円、県1/3：9,699千円

- 延長保育事業 9,386千円  
就労形態の多様化等に対応するため、開所時間を超過して保育を行う保育所等へ補助

【実施施設】22園（保育所11園、こども園8園、小規模保育所3園）  
【補助内訳】

(1) 標準時間 9,198千円 22園  
①6人以上：3,334千円（@1,667千円×2園）保育所  
②6人未満：5,864千円（@300千円×19園、@164千円×1園）保育所、こども園、小規模

(2) 短時間（保育所・こども園） 188千円 2園  
①1人あたり：188千円（@18.8千円×5人）保育所、こども園  
【財源内訳】国1/3：3,123千円、県1/3：3,123千円

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134530	保育サービス向上支援事業費

事業手法の詳細 2

4. 病児保育事業 47,727千円  
 保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が緊急的に対応を行う場合の補助
- 【実施施設】13園（若葉、松園、太陽の子本園、太陽の子分園、おひさま、日居城野、わこのいえ やさわ、島、にまいばし、第二若葉、ひよこ、つくし）
- 【補助内訳】1か所あたり年額（@4,492千円×8園、@4,112千円×1園、@2,682千円×1園、@2,013千円×1園、@1,815千円×1園、@1,169千円×1園）
- 【財源内訳】国1/3：15,908千円、県1/3：15,908千円
5. 子育てのための施設等利用給付費 7,323千円  
 保育の必要性があると認定された児童に係る認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業及び子育て援助活動支援事業を利用した利用料の一部を無償化給付
- (1) 認可外保育施設 利用分 7,322,860円  
 (2) 一時預かり事業 利用分 円  
 (3) 病児保育事業 利用分 円  
 (4) ファミサポ事業 利用分 円
- 【財源内訳】国1/2：3,664千円、県1/4：1,830千円
6. 認可外保育施設健康管理事業 153千円  
 児童福祉法の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）に入所している児童の健康管理の向上を図るため、健康診断を実施する当該認可外保育施設に対し健診費用を補助
- 【補助金単価】児童一人につき1回あたり2,000円を上限とし年3回まで
- 【補助金内訳】153千円、2園、77人  
 歯科検診50千円、健康診断103千円
7. 実費徴収にかかる補足給付事業 1,522千円
- (1) 生活保護世帯への補助 65千円  
 特定教育・保育施設に入所の生活保護世帯に日用品等を補助
- 【対象経費等】保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等へ保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入又は行事への参加に要する費用等を助成
- 【事業費内訳】65,405円 20人
- (2) 私立幼稚園副食費の補助 1,457千円  
 新制度未移行私立幼稚園に入園の年収360万円未満世帯・多子世帯の副食費に補助（子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の副食費に対して、保護者の公平性の観点から新制度移行幼稚園と同じ免除基準により補助）
- 【事業費内訳】  
 ①私立幼稚園副食費補助：1,417,241円 対象人数：45人  
 ②システム保守管理業務：39,600円
- 【財源内訳】（1）、（2）①分：国1/3：475千円、県1/3：475千円

事業手法の詳細 3

8. 障がい児保育事業補助金（新規） 13,875千円（皆増）  
 障がいのある児童の受け入れを行い、児童及び保護者への子育て支援を実施する保育所等に対して補助を行う
- 【実施施設】17園（松園、太陽の子、おひさま、日居城野、湯本、みどりの、藤乃、たかき、やさわ、にじいろ、にまいばし、第二若葉、びっころ、つちざわ、ひよこ、ぎんどろ、よつば）
- 【補助内訳】  
 重度障がい児分  
 ①保育士加配 2,400千円（@100千円×12か月×2人）  
 ②施設受け入れ 2,250千円（@50千円×12か月×3人、@50千円×9か月×1人）  
 軽度障がい児分  
 ③保育士加配 4,200千円（@50千円×12か月×7人）  
 ④施設受け入れ 5,025千円（@25千円×12か月×13人、@25千円×11か月×1人、@25千円×8か月×1人、@25千円×7か月×2人、@25千円×6か月×2人）
- 【財源内訳】市10/10：13,875千円
9. 認可外保育施設登園自粛保育料返還補助事業 80千円  
 新型コロナウイルス感染防止の観点から、市が登園自粛を要請したことに伴い、認可外保育施設の登園を控えた子供の保護者に対し、施設が当該欠席分の保育料を日割り返還する費用を支援する。
- 【実施施設】1園（たんぼぼえん）
- 【補助額】79,880円



令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134540	児童手当・児童扶養手当支給事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		1,612,649	1,541,500		-71,149
財源内訳	国費	985,008	941,932		-43,076
	県費	189,923	182,250		-7,673
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	437,718	417,318		-20,400

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	~
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標
1 地域の住民が共に助け合って生活しています。 2 安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯
児童手当は、児童手当法〔昭和46年法律第73号〕により制度が創設され、支給されている。 児童扶養手当は、児童扶養手当法〔昭和36年法律第238号〕により制度が創設され、支給されている。 児童手当の支給要件の認定と支給及び支払、児童扶養手当の支給は市の事務となっている。

事業概要
○児童手当支給 1,191,190千円 中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給（年3回）（8,948人/月） ○児童扶養手当支給 350,310千円 ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者に、所得に応じて手当を支給（支払回数：年6回（744人/月）

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
児童手当・児童扶養手当支給事業費 1,541,500千円
1 児童手当支給事業 1,191,190千円 ○対象：中学校修了前までの児童を養育している者 対象児童数の見込み R4実績：107,390人（1か月あたり 8,948人） ○支給額 ・3歳未満 : 月額15,000円 ・3歳以上小学校修了前 : 月額10,000円（※第3子以降にあたる場合：月額15,000円） ・中学生 : 月額10,000円 ・所得制限にあたる場合：年齢に関わらず子ども一人につき月額5,000円（特例給付） ○支給月：年3回（支給月の10日）それぞれの月の前月分まで4か月分を支給する 6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分） ○財源負担割合 3歳未満 被用者 国37/45 県4/45 市4/45 非被用者 国2/3 県1/6 市1/6 3歳以上小学生 1子・2子 国2/3 県1/6 市1/6 3子以上 国県市（上記と同様） 中学生 国県市（上記と同様） 特例給付 国県市（上記と同様）
2 児童扶養手当支給事業 350,310千円 ○対象：ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者 延べ支給者数 R4実績：8,925人（1か月あたり 744人） ○支給月：年6回（奇数月の11日）それぞれの月の前月分まで2か月分を支給する 5月（3、4月分）、7月（5、6月分）、9月（7、8月分） 11月（9、10月分）、1月（11、12月分）、3月（1、2月分） ○支給額：（月額 R2.4月～、児童数1人の場合） ○全部支給 43,160円 ※加算額：2人目→10,190円、3人目→6,110円 ○一部支給 43,150～10,180円 ※加算額：2人目→10,180円～5,100円、3人目→6,100円～3,060円 ○以下、児童1人につき、6,110円～3,060円ずつの加算

令和4年度

事業説明資料 【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134570	保育力充実事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		7,683	14,128		6,445
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	6,900	12,700		5,800
	一般財源	783	1,428		645

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標
子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯
保育所入所待機が発生しており、保育士等確保と一時預かり保育拡充による保育入所希望から一時保育への誘導に取り組み待機児童解消を図る。

事業概要
○花巻市内保育施設見学・体験ツアー 154千円…学生を対象に保育施設の見学・体験ツアーを実施 ○保育のおしごとフェア 100千円…保育施設の魅力紹介や就職相談、保育士養成校による進学相談 ○保育士等保育料補助金 614千円…保育士等が認可保育施設へ子どもを預ける保育料への補助 ○一時預かり保育利用料補助金 195千円…1か月の利用料上限を定め、それ以上の利用料を補助 ○保育士等家賃補助金 3,211千円…保育士等が負担する家賃の一部を補助 ○保育士等奨学金返済支援補助金 1,727千円…保育士等の奨学金返済額の半額を補助 ○保育インターンシップ事業補助金 102千円…保育施設がインターンシップ学生へ支払う報酬の半額を補助 ○保育士等再就職支援金貸付 1,100千円…保育士等資格取得者が保育施設への就職に必要な経費を貸付 ○新卒保育士等就職支援金貸付 2,800千円…新卒保育士等が保育施設への就職に必要な経費を貸付 ○保育のおしごとナビ開設 4,125千円…市内の保育施設等の情報等を掲載するサイトを公開

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1
<p>1. 花巻市内保育施設見学・体験ツアー 154千円  <b>【目的】</b>          待機児童対策の保育士確保策として、県内保育士養成学校の学生を対象に、花巻市内の保育施設の見学・体験ツアーを開催し、新卒保育士の採用につなげる。  <b>【内容】</b>          私立認可保育所等から受け入れ希望を確認し、2日間×2コース（1コース当たり3か所）で計12か所の見学・体験をする。参加者は申込制とする。  <b>【開催実績】</b>          令和4年7月27日（水）13人参加、令和4年8月8日（月）21人参加、令和4年8月9日（火）21人参加  <b>【支出内訳】</b> バス借上料 154千円</p> <p>2. 保育のおしごとフェア 100千円  <b>【目的】</b>          待機児童対策の保育士確保策として、県内保育士養成校の学生、市内及び市内近隣の高校生及びその保護者、転職、再就職を希望する保育士資格を有する方を対象に、施設紹介等を行い、市内の保育施設就職希望者及び保育士を志し保育士養成校を進路とする高校生の増加につなげる。  <b>【内容】</b>          ・市内私立保育施設、学童クラブ及び県内保育士養成校による施設紹介、就職相談及び進学相談          ・保育に活用できるイベント（バルーン・アート教室、マジックショー）の開催  <b>【来場者数】</b> 34人  <b>【支出内訳】</b> イベント講師報酬 100千円</p> <p>3. 保育士等保育料補助金 614千円  <b>【目的】</b>          子育て世代の保育士等の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る。  <b>【内容】</b>          市外へ居住する保育士の月額保育料 第1子10,000円、第2子5,000円補助（保育料実額上限）  <b>【対象者】</b>          私立認可保育施設で保育業務に週20時間以上勤務（雇用形態問わず）する保育士等資格者（保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭）で、市外に居住し、認可保育施設へ子どもを預けている方。  <b>【補助者】</b>          上半期：保育士数5人（補助対象児童 第1子 5人、第2子 0人）          下半期：保育士数6人（補助対象児童 第1子 5人、第2子 1人）</p> <p>4. 一時預かり保育利用料補助金 195千円  <b>【目的】</b>          一時預かり保育を拡充し、保育所入所から一時預かり保育へ誘導し待機児童の減少を図る。  <b>【事業内容】</b>          1か月の利用料の上限を14,000円と定め、それ以上の利用料の補助を行い、保育所入所までは必要としない方を一時預かり保育へ誘導する。  <b>【補助者】</b>          延べ対象児童数 21人 実対象児童数 7人</p>

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134570	保育力充実事業費

事業手法の詳細 2

5. 保育士等家賃補助金 3,211千円  
【目的】  
保育士の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る。  
【内容】  
保育士で賃貸住宅に居住している方への家賃補助。補助額は、補助対象家賃月額の上限を42,000円とし、勤務先から支給される住宅手当を除いた額に対し、1/2の額を補助する。  
※令和3年度までの補助上限額 40,000円、補助率 採用1年目1/2、2年目1/3、3年目1/4  
※令和4年度からの補助上限額 42,000円、補助率 一律1/2  
【対象者】  
私立認可保育施設で保育業務に従事する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で以下の要件をいずれも満たす方。  
①1日6時間以上、月20日以上勤務する常勤の方(雇用形態問わず)  
②採用された日から起算して3年以内の方  
③独身又は19歳未満の子どもを養育するひとり親の方  
④市内に住所がある方  
⑤本人が契約する賃貸住宅に居住している方  
⑥R6年3月1日までに雇用された方  
【補助者】  
19人(採用1年目8人、2年目7人、3年目4人)
6. 保育士等奨学金返済支援補助金 1,727千円  
【目的】  
保育士の就労の継続、就職(再就職)の動機付けとして経済的支援を行い、保育所入所可能人数の増加を図る。  
【内容】  
奨学金返済額の2分の1で月額1万円を上限に最大36か月間補助する。  
【対象者】  
私立認可保育施設で保育業務に従事する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で以下の要件をいずれも満たす方。  
①1日6時間以上、月20日以上勤務する常勤の方(雇用形態問わず)  
②奨学金を利用して資格を取得し、自ら奨学金を返済している方  
③年度末まで継続して勤務し、翌年度以降も継続して勤務する意思を有する方  
④R6年3月1日までに雇用された方  
【対象奨学金】  
①日本学生支援機構奨学金(第一種・第二種) ②あしなが育英会奨学金 ③交通遺児育英会奨学金  
④伊藤育英会奨学金 ⑤生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費・就学支度金)  
⑥母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金) ⑦その他市長が認めるもの  
【補助者】  
33人
7. 保育インターンシップ事業補助金 102千円  
【目的】  
私立保育施設の新卒保育士採用者が減少傾向であることから、保育士養成校の学生が実際に保育施設で働き、就職先や実習先として選択してもらうことにより新卒保育士の確保に繋げ、待機児童の解消及び保育の質を向上する。  
【内容】  
私立保育施設が保育士養成校の長期休み期間中に、保育インターンシップ学生を受け入れた経費に対し、1/2の額を補助する。

事業手法の詳細 3

- 【補助対象施設】  
私立認可保育施設  
【補助対象経費】  
インターンシップ学生へ支払う報酬(条件は以下のとおり)  
・1日あたり6時間～8時間、週3日～5日、岩手県最低時給  
【補助施設】  
5施設 102千円
8. 保育士等再就職支援金貸付 1,100千円  
【目的】  
保育士の資格を持っている方の就職(再就職)を支援し、保育所入所可能人数の増加を図る。  
【内容】  
潜在保育士が再就職する場合の就職準備金貸付。対象経費は問わず1年間の勤務で返還免除  
【対象者】  
私立認可保育施設で保育業務に従事する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で以下の要件をいずれも満たす方。  
①週20日時間以上勤務する方(雇用形態問わず)  
②資格取得後1年以上経過した者  
③保育施設等を離職後、以下に掲げた一定期間を経過した、または勤務経験がない方  
ア 花巻市内の保育所等を離職後、3か月経過した方  
イ 花巻市外の保育所等を離職した方は、期間問わず  
④令和5年4月1日までに雇用された方  
【貸付者】  
11人
9. 新卒保育士等就職支援金貸付 2,800千円  
【目的】  
保育士等の資格を取得した新卒者の就職を支援し、保育所入所可能人数の増加を図る。  
【内容】  
新卒保育士等が就職した場合の就職支援金貸付。対象経費は問わず1年間の勤務で返還免除  
【対象者】  
私立認可保育施設で保育業務に従事する保育士等資格者(保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で以下の要件をいずれも満たす方。  
①1日6時間以上、月20日以上勤務する常勤の方(雇用形態問わず)  
②当該年度の前年度に専門学校、短期大学、大学を卒業し、保育士等の資格を取得した方  
③当該年度の4月1日から3月31日までに、市内の私立保育所等に新たに就職した方  
④令和5年4月1日までに雇用された方  
【貸付者】  
14人
10. 保育のおしごとナビ開設 4,125千円  
【目的】  
待機児童の解消及び保育の質を確保するための保育士確保対策として、市内の保育施設及び学童クラブにおける①施設紹介、②求人情報の公開、③保育士等のインタビューなどを掲載するサイトを開設し、求職者向けの情報発信を行う。  
【内容】  
・掲載内容 市内の保育施設、学童クラブの施設紹介、求人情報、現役保育士等のインタビュー  
・サイト機能 求人等情報検索機能、サイト閲覧者からの問い合わせ機能、施設管理者向けの掲載情報更新機能

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134640	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		95,788	87,845		-7,943
財源内訳	国費	95,788	87,845		-7,943
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	0		0

特定財源の内訳					

事業期間		単年度繰返	○	期間限定	令和3年度 ~ 令和3年度
------	--	-------	---	------	---------------

部重点施策における目標					

事業開始の背景・経緯					
<p>コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（4/26閣議決定）において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯背地活支援特別給付金」を支給することとなった。</p>					

事業概要					
<p>○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 87,845千円</p> <p>【ひとり親世帯分】 58,173千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費 1,149人×50,000円=57,450千円</li> <li>・事務費 723千円</li> </ul> <p>【ひとり親世帯以外の世帯分】 29,672千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費 583人×50,000円=29,150千円</li> <li>・事務費 522千円</li> </ul>					

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況			

事業手法の詳細1			
○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業87,845千円			
<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円の給付金を支給し、生活の支援を行う。</p>			
【ひとり親世帯分】 58,173千円			
1. 支給対象者			
<ul style="list-style-type: none"> <li>①令和4年4月分の児童扶養手当の受給者</li> <li>②公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者</li> <li>③家計急変により、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となった者</li> </ul>			
2. 支給額			
児童1人につき5万円			
3. 支給時期			
令和4年6月30日から順次支給開始			
4. 支給実績			
1,149人×50,000円=57,450,000円			
5. その他経費			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当83千円（職員時間外勤務手当）</li> <li>・需用費90千円（事務用、事務機器用消耗品、封筒印刷）</li> <li>・役務費187千円（郵便料、振込手数料）</li> <li>・委託料363千円（電算処理業務委託料）</li> </ul>			
【ひとり親以外の世帯分】 29,672千円			
1. 支給対象者			
<ul style="list-style-type: none"> <li>①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で令和4年度分住民税均等割非課税の者</li> <li>②①以外で、高校生のみを養育する令和4年度分の住民税均等割非課税の者</li> <li>③家計急変により、収入が住民税均等割非課税と同じ水準となった者</li> </ul>			
2. 支給額			
児童1人につき5万円			
3. 支給時期			
令和4年7月22日から順次支給開始			
4. 支給実績			
583人×50,000円=29,150,000円			
5. その他経費			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当83千円（職員時間外勤務手当）</li> <li>・需用費47千円（事務用、事務機器用消耗品、封筒印刷）</li> <li>・役務費62千円（郵便料、振込手数料）</li> <li>・委託料330千円（電算処理業務委託料）</li> </ul>			

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	02	134650	はなまき子育て世帯臨時特別支援金給付事業

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		0	352,282		352,282
財源内訳	国費	0	351,354		351,354
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	0	928		928

特定財源の内訳

事業期間		単年度繰返	○	期間限定	年度	～	年度
------	--	-------	---	------	----	---	----

部重点施策における目標

事業開始の背景・経緯

事業概要

○はなまき子育て世帯臨時特別支援金給付事業費 352,282千円

- ・県補助分 299,701千円  
(当初) 146,583千円(事業費144,705千円、事務費1,878千円) R4.5児童手当対象児9,647人×15,000円  
(追加) 153,118千円(事業費151,665千円、事務費1,453千円) R4.9児童手当対象児10,111人×15,000円
- ・市単独分 14,609千円  
(当初) 10,758千円(事業費10,665千円、事務費93千円)  
R4.5特例給付対象児及びR4.5.1～R5.3.31に生まれた児童711人×15,000円  
(追加) 3,851千円(事業費3,675千円、事務費176千円) R4.9.1～R5.3.31に生まれた児童245人×15,000円
- ・市単独(高校生) 37,972千円(事業費37,425千円、事務費547千円) H16.4.2～H19.4.1生まれの児童2,495人×15,000円

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

はなまき子育て世帯臨時特別支援金給付事業 352,282千円

- はなまき子育て世帯臨時特別支援金(県補助分) 299,701千円
  - ①対象者  
初回: 令和4年5月分の児童手当(本則給付)の受給者(公務員含む)  
追加: 令和4年9月分の児童手当(特例給付含む)の受給者(公務員含む)
  - ②支給額  
初回、追加どちらも、児童1人あたり15,000円
  - ③支給時期  
初回: 令和4年8月30日から順次 追加: 令和4年12月26日から順次
  - ④支給実績  
初回: 9,647人×15,000円=144,705,000円  
追加: 10,111人×15,000円=151,665,000円
  - ⑤事務的経費  
初回: 1,878千円(需用費236千円、役務費1,209千円、委託料433千円)  
追加: 1,453千円(需用費112千円、役務費1,114千円、委託料227千円)
- はなまき子育て世帯臨時特別支援金(市単独分) 14,609千円
  - ①対象者  
初回: ア令和4年5月分の児童手当(特例給付)の受給者(公務員含む)  
イ令和4年5月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童の保護者  
追加: 令和4年9月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童の保護者
  - ②支給額  
初回、追加どちらも、児童1人あたり15,000円
  - ③支給時期  
初回: 令和4年8月30日から順次 追加: 令和4年12月26日から順次
  - ④支給実績  
初回: 711人×15,000円=10,665,000円  
追加: 245人×15,000円=3,675,000円
  - ⑤事務的経費  
初回: 93千円(役務費93千円)  
追加: 176千円(需用費30千円、役務費146千円)
- 高校生に対するはなまき子育て世帯臨時特別支援金37,972千円
  - ①対象者  
平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童の保護者
  - ②支給額  
児童1人あたり15,000円
  - ③支給時期  
令和4年12月26日から順次
  - ④支給実績  
2,495人×15,000円=37,425,000円
  - ⑤事務的経費  
547千円(需用費24千円、役務費369千円、委託料154千円)

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	03	134600	児童養育事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		113	94		-19
財源内訳	国費	22	23		1
	県費	22	23		1
	地方債	0	0		0
	その他	44	26		-18
	一般財源	25	22		-3

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

- 地域の住民が共に助け合って生活しています。
- 安心して子育てしています。

事業開始の背景・経緯

保護者の疾病等により家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に短期的な支援を行うため平成21年度から事業を開始した。平成28年度から花巻市母子生活支援施設入所規則の制定により、児童の監護を十分に果たし得ない保護者とその児童について施設入所措置を行う事業を開始した。

事業概要

- 短期入所生活援助（ショートステイ） 94千円（2歳児以上 5,500円×17日=93,500円）  
保護者が一定の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を養育・保護（原則として7日以内）
- 夜間養護等（トワイライトステイ） 実績なし  
保護者が一定の理由により夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を預かる

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

- ◎児童療育事業 94千円
- 子育て短期支援事業 94千円  
 根拠：児童福祉法第6条の3第3項  
 要綱：子育て短期支援事業実施要綱  
 (H26.5.29付け雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  
 実施主体：市町村  
 種類：
    - 短期入所生活援助事業（ショートステイ） 94千円  
 内容：保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合等に実施施設において養育・保護を行う。（原則7日以内）  
 対象者：以下に該当する家庭の児童又は母子等
      - 児童の保護者の疾病
      - 育児疲れ、看病疲れ等身体上又は精神上の事由
      - 出産、看護、事故等家庭養育上の理由
      - 冠婚葬祭、転勤、出張等社会的な事由
    - 夜間養護等事業（トワイライトステイ） 0千円（実績なし）  
 内容：保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。（宿泊可）  
 対象者：保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童  
 実施施設：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等  
 事業費：①ショートステイ 94千円  
           2歳児未満 実績なし  
           2歳児以上 5,500円×7日×2名=77,000円  
                   5,500円×3日×1名=16,500円  
           ②トワイライトステイ 0千円（実績なし）

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	03	134610	地域子育て支援センター事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		19,898	20,450		552
財源内訳	国費	6,632	6,678		46
	県費	6,632	6,678		46
	地方債	1,700	1,700		0
	その他	0	414		414
	一般財源	4,934	4,980		46

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	～
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標
-------------

子育て環境を充実する
------------

事業開始の背景・経緯
------------

総合的な子育て支援を推進するため、市立南城保育園内に設置の「地域子育て支援センター」を平成19年4月にまなび学園内に「こどもセンター」として移転し開設した。平成21年度からは宮野目、大迫保育園内の支援センターを分室とし、地域の子育て支援機能の充実を図る。

事業概要
------

○地域子育て支援センター事業 20,450千円  
 公立3か所（こどもセンター、宮野目保育園内、大迫保育園内）  
 子育て相談、親子の交流促進行事、子育てに関する講習会の開催や情報発信等  
 地域支援：地域子育てネットワーク事業  
           地域の子育てひろばや子育てサークル等への支援  
           子育て支援活動団体や支援関係者との交流（情報交換、研修）

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
----------

地域子育て支援センター事業 20,450千円（R4当初予算額：21,309千円 予算比：△858千円）

- ①子育て家族(就学前)への遊び場（ひろば）及び交流の場の提供（交流イベントや季節行事開催）
- ②子育て等に関する相談等の実施
- ③地域子育て関連情報の提供
- ④子育てに関する講習等の実施
- ⑤地域子育てひろばや子育てサークル等への支援

【実施場所】 公立3か所：こどもセンター、宮野目、大迫  
 【運営費】 こどもセンター10,027千円、宮野目5,235千円、大迫5,189千円  
 【財源内訳】 国1/3：6,678千円、県1/3：6,678千円、過疎（大迫）1,700千円、寄付414千円

1. こどもセンター運営費 10,027千円
  - (1) 「ひろば」指導員の配置（3名） 6,522千円
  - (2) 土日、イベント託児対応（パート5名） 1,778千円
  - (3) 講習会や研修会にかかる謝礼 51千円
  - ミニ講座、食育講座、イベント、ネットワーク交流会、支援センター連絡会
  - (4) 職員研修に伴う旅費 1千円
  - (5) 保育経費・施設管理費（需用費、通信費等） 1,675千円
2. 宮野目子育て支援センター運営費 5,235千円
  - (1) 指導員の配置（2名） 4,885千円
  - (2) 講習会や研修会にかかる謝礼 15千円
  - (3) 職員研修に伴う旅費 1千円
  - (4) 保育経費・施設管理費（需用費、通信費等） 334千円
3. 大迫子育て支援センター運営費 5,188千円
  - (1) 指導員の配置（2名） 4,903千円
  - (2) 講習会や研修会にかかる謝礼 5千円
  - (3) 職員研修に伴う旅費 18千円
  - (4) 保育経費・施設管理費（需用費、通信費等） 262千円

- ・センター利用者数 延べ4,943人
- ・子育て相談件数 延べ 606件
- ・子育て関連リーフレット作成（年1回）
- ・こどもセンターだより発行及びホームページ更新（月1回）
- ・子育て講習会 54回（参加者 延べ231人）
- ・子育てサークル活動や地域子育てサークル「こどもひろば」へのスタッフ派遣等 3回

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	03	134620	はなまきファミリーサポートセンター事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		5,499	6,008		509
財源内訳	国費	1,460	1,620		160
	県費	1,460	1,620		160
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	2,579	2,768		189

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

子育て家庭で、保育園への送迎や土・日曜日に預けたい時などにサポートしてくれる人がほしいとの要望から、平成13年7月に国の事業を活用し、「はなまきファミリー・サポート・センター」を設置した。平成19年度、こどもセンターの開設に伴い、併設となった。

事業概要

○はなまきファミリーサポートセンター事業 6,008千円  
生後3か月から小学校までの児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、アドバイザーによる児童の預かり・送迎の相互援助活動、会員相互の連絡調整、あずかり会員等を対象とした講習会を実施

担当部署	51200000 教育委員会 こども課	担当課長	大川 尚子
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

はなまきファミリーサポートセンター事業 6,008千円 (R4当初予算額: 6,090千円 予算比: △82千円)

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中労働者や主婦等を会員として、児童の預かり援助を受けたい方と児童の預かり援助を行おうとする方の相互援助活動に関する連絡、調整  
①こどもセンター内にファミリー・サポートセンター設置 (アドバイザー2名)  
②子育てを地域で相互援助する会員制の組織化  
③利用申込の受付、援助依頼、講習会等の実施  
④相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険へ加入

【事業の仕組み】

アドバイザーは、お願い会員 (児童の預かり援助を必要とする方) とあずかり会員 (児童の預かり援助を行おうとする方) のマッチングを行い、利用の際の連絡や調整を行う  
・主な利用内容: 保育園への迎え、通院の時、美容院や買い物など  
・謝金の基準 (1時間あたり) ①基本時間 (月～金) 8:00～19:00 500円  
②基本時間外、土・日・祝日 600円  
③病後児保育 700円

【財源内訳】 国1/3: 1,620千円、県1/3: 1,620千円

【事業費】

1. アドバイザー2名 4,835千円
2. あずかり会員・両方会員講習会 53千円  
(1) 講師謝礼 (28千円)  
(2) 講習案内郵送料 (25千円)
3. あずかり会員の代表 (サブリーダー) への活動謝礼 96千円
4. 会報紙及び周知リーフレット作成・発行 109千円  
(1) 印刷製本費 (①会報紙30千円 ②リーフレット23千円)  
(2) 郵送料 (56千円)
5. その他運営費 880千円  
(1) 需用費 (①消耗品56千円、②報告書印刷代36千円、③公用車燃料費8千円、④複合機パフォーマンス料40千円)  
(2) 役務費 (①電話料85千円、補償保険料157千円、自動車保険料498千円)
6. はなまきファミリーサポートセンター利用支援補助金 35千円 《R4新規》  
ひとり親家庭等の経済的支援が必要な会員が送迎サービスを利用する際の交通費を補助  
【補助対象者】 ①児童扶養手当支給対象者 (支給停止者を除く)  
②生活保護世帯  
③市町村民税非課税世帯  
④障がい児世帯 (特別児童扶養手当支給対象者、身体障害者手帳等の所有者)

【会員数】

800人: 依頼会員 (おねがい) 577人、提供会員 (あずかり) 204人、両方会員19人

【利用件数】

1,403件

【会員講習会】

延べ 72人

【利用支援補助金】

補助決定者数 6人 対象件数 139件

はなまきファミリーサポートセンター事業費 事業説明資料



令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	05	134690	家庭児童相談事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		8,032	8,202		170
財源内訳	国費	2,650	2,716		66
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	5,382	5,486		104

特定財源の内訳					
事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～	

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～	
------	---	-------	------	---	--

部重点施策における目標
1 地域の住民が共に助け合って生活しています。
2 安心して子育てをしています。

事業開始の背景・経緯
昭和41年7月1日花巻市に家庭児童相談室を設置 児童福祉法で平成17年4月から全ての市町村が家庭児童相談を行うこととされ、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談及び指導を行っている。

事業概要
○家庭児童相談 8,202千円 家庭相談員3名[うち虐待対応強化支援員、安全確認対応職員各1名]の配置による相談業務 家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施 専門職の義務研修への参加

担当部署	17100000 健康福祉部 地域福祉	担当課長	佐藤 多恵子
------	---------------------	------	--------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
家庭児童相談事業 8,202千円
1 事業概要
○地域福祉課内に家庭児童相談室を設置。家庭相談員（非常勤職員）3名（うち虐待対応強化支援員、安全確認対応職員各1名）を配置し、相談や安否確認、一時保護、送致にあたる。
○相談を受けたものに対し、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。
○児童虐待防止対策として、児童相談所からの事案送致や在宅における指導措置委託の実施等に対応する。また、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の専門研修受講により、機能強化を図る。
2 事業費の内訳
(1) 家庭相談員報酬等（非常勤職員3名） 8,189千円
(2) 虐待対応強化支援員研修に伴う代替職員賃金 0千円
(3) 研修費用、事務雑費等 13千円

令和4年度  
事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	10	01	02	104840	就学援助事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		48,896	52,368		3,472
財源内訳	国費	3,308	3,400		92
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	41,000	40,800		-200
	一般財源	4,588	8,168		3,580

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

子育て支援を充実する

事業開始の背景・経緯

一般行政経費 10.2.2（小学校教育運営）及び10.3.2（中学校教育運営費）に予算措置していた就学援助に係る扶助費を、平成30年度から主要事業とした。

事業概要

- 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 45,771千円  
内訳：小学校23,845千円、中学校21,615千円、事務的経費311千円  
経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を支給
- 特別支援教育就学奨励費 6,597千円  
内訳：小学校3,778千円、中学校2,819千円  
特別支援学級へ就学する児童生徒の経済的負担を軽減するため、学用品費等を支給

担当部署	51150000 教育委員会 学務管理	担当課長	高橋 晃一
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

就学援助事業 R4 52,368千円

1. 要保護及び準要保護就学援助費 45,771千円
  - (1) 小学校 23,845千円
  - (2) 中学校 21,615千円
  - (3) 事務的経費 311千円
 印刷製本費 20千円 就学援助支払通知等郵送料 126千円、  
就学援助管理システム保守・改修料 165千円
2. 特別支援教育就学奨励費 6,597千円
  - (1) 小学校 3,778千円
  - (2) 中学校 2,819千円

【R4決算額内訳】

○扶助費

要保護及び準要保護児童就学援助

<小学校>

学用品費	288人	=	3,085,806円
通学用品費	251人	=	522,079円
校外活動泊無	135人	=	72,823円
校外活動泊有	43人	=	109,607円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費			
小1新入学			
入学後(R4.7)支給	35人	=	819,840円
入学前(R5.3)支給	38人	=	2,054,280円
中1新入学	42人	=	2,520,000円
修学旅行費	43人	=	791,842円
医療費			
要保護	0人	=	0円
準要保護	2人	=	9,570円
学校給食費			
口座支給	32人	=	1,281,615円
公金振替	253人	=	11,497,588円
クラブ活動費	5人	=	2,860円
PTA会費	205人	=	590,180円
生徒会費	99人	=	24,890円
卒業アルバム代等	42人	=	462,000円
		計	23,844,980円

<中学校>

学用品費	178人	=	3,801,582円
通学用品費	116人	=	250,450円
校外活動泊無	87人	=	167,208円
校外活動泊有	13人	=	50,093円
体育実技用具費	12人	=	45,750円
新入学用品費	10人	=	600,000円
修学旅行費	51人	=	3,069,721円
医療費			
要保護	2人	=	18,668円
準要保護	2人	=	52,527円
学校給食費			
口座支給	20人	=	1,000,610円
公金振替	150人	=	8,219,970円
クラブ活動費	172人	=	3,047,947円
PTA会費	154人	=	436,403円
生徒会費	175人	=	352,173円
卒業アルバム代等	57人	=	501,600円
		計	21,614,702円

小・中計 45,459,682円

被災児童就学援助

<小学校>

学用品費	0人	=	0円
通学用品費	0人	=	0円
校外活動泊無	0人	=	0円
校外活動泊有	0人	=	0円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費			
小1新入学	0人	=	0円
中1新入学	0人	=	0円
修学旅行費	0人	=	0円
医療費	0人	=	0円
学校給食費	0人	=	0円
クラブ活動費	0人	=	0円
PTA会費	0人	=	0円
生徒会費	0人	=	0円
卒業アルバム代等	0人	=	0円
		計	0円

<中学校>

学用品費	0人	=	0円
通学用品費	0人	=	0円
校外活動泊無	0人	=	0円
校外活動泊有	0人	=	0円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費	0人	=	0円
修学旅行費	0人	=	0円
医療費	0人	=	0円
学校給食費	0人	=	0円
クラブ活動費	0人	=	0円
PTA会費	0人	=	0円
生徒会費	0人	=	0円
卒業アルバム代等	0人	=	0円
		計	0円

小・中計 0円

特別支援教育就学奨励

<小学校>

学用品費	112人	=	587,508円
校外活動泊無	58人	=	19,997円
校外活動泊有	22人	=	38,331円
体育実技用具費	0人	=	0円
新入学用品費	6人	=	115,834円
修学旅行費	28人	=	268,005円
学校給食費	114人	=	2,694,284円
通学費			
ことば通級	17人	=	53,640円
		計	3,777,599円

<中学校>

学用品費	56人	=	528,403円
校外活動泊無	39人	=	28,202円
校外活動泊有	1人	=	1,468円
体育実技用具費	1人	=	2,500円
新入学用品費	17人	=	480,940円
修学旅行費	12人	=	340,626円
学校給食費	54人	=	1,437,380円
交流学习交通費	0人	=	0円
通学費	0人	=	0円
		計	2,819,519円

小・中計 6,597,118円

扶助費合計 52,056,800円